

【対象商品・特約及び改定内容】

災害費用保険 ノロウイルスおよび特定感染症発生時施設消毒費用担保特約	
現行（改定前）	改定後
<p>① 本特約における対象の感染症 ノロウイルスまたは特定感染症(*1)および指定感染症(*2)</p> <p>② 保険金のお支払い要件 保険金をお支払いするのは、保健所その他の行政機関の命令・指導に基づき対象施設の消毒、隔離その他の処置を講じた場合に限りです。</p>	<p>① 本特約における対象の感染症 左記に加え、「新型コロナウイルス感染症(*3)」も補償の対象とします。</p> <p>② 保険金のお支払い要件 「新型コロナウイルス感染症(*3)」については、保健所その他の行政機関への届出、報告およびそれらの機関からの消毒等の命令・指導は不要とします。ただし保険期間中に感染症に罹患した者が保険の対象施設に滞在または接触した事実を被保険者である加入施設が知った場合に限りです。</p>

食中毒・特定感染症休業補償保険 特定感染症担保特約	
現行（改定前）	改定後
<p>① 本特約における対象の感染症 ノロウイルスまたは特定感染症(*1)および指定感染症(*2)</p> <p>② 保険金のお支払い要件 保険金をお支払いするのは、保健所その他の行政機関の命令・指導に基づき対象施設の消毒、隔離その他の処置を講じた場合に限りです。</p> <p>③ 支払対象期間の開始日 施設内での感染症発生に関する保健所その他の行政機関への届出日、または消毒等の措置の命令・指示が通知された日</p>	<p>① 本特約における対象の感染症 左記に加え、「新型コロナウイルス感染症(*3)」も補償の対象とします。</p> <p>② 保険金のお支払い要件 「新型コロナウイルス感染症(*3)」については、保健所その他の行政機関への届出、報告およびそれらの機関からの消毒等の命令・指導は不要とします。ただし保険期間中に感染症に罹患した者が保険の対象施設に滞在または接触した事実を被保険者である加入施設が知った場合、かつ加入施設が保険の対象施設に対して消毒を行った場合に限りです。</p> <p>③ 支払対象期間の開始日 「新型コロナウイルス感染症」については、施設内での感染症発生を加入施設が知った日</p>

(*1)この保険における特定感染症とは、感染症法に規定されている一類から三類感染症もしくは四類感染症のうちレジオネラ症をいいます。

(*2)この保険における指定感染症とは、感染症法に規定されている一類から三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。

(*3) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。